

令和3年度 事業計画書

1 基本方針

我が国におきましては、少子高齢化が進み人口が減少していくことが予測される中で、働く意欲のある高齢者が地域社会の中で活躍の場を広げていくことが益々期待されています。その一方で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当センターでも事業実績は前年度比較で減少となりました。しかし、中長期的な視点に立てば、今後もシルバー人材センター全体に求められる社会的要請は従前にも増して大きくなっていくものと考えます。このような中で当センターは、会員に対して地域のニーズに即した就業機会の提供、確保を行い、会員の生きがいの充実に努めると共に地域社会への貢献を果たしてまいります。

そこで今年度は、事業計画に「女性会員活動の推進」「ITを活用した就業機会確保」「各種技能講習、接遇講習の開催」「会員と事務局との懇談会の開催」「ゴールド会員制度の創設」を新たに掲げ、これらの施策に重点的に取り組みます。

また、安全・適正就業の推進につきましても、「傷害・賠償事故の撲滅」「公平な就業機会提供のためのローテーション就業の推進」「請負・委任に則した業務受注と派遣・職業紹介の求人受付の拡充」「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業範囲を著しく逸脱した就業の是正」に引き続き取り組みます。

さらに、第3次再編基本計画（平成29年度～令和3年度）の後継計画として、当センターの中長期計画策定に取り組みます。

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立・協働・共助」に基づき、会員、役員、事務局が一体となって将来にわたり持続可能な組織運営を図ることにより、地域の要請に応えられる「センター」を目指してまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上の健康で働く意欲があり生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

① 請負・委任

センター会員として登録した会員に対して、一般家庭や民間事業所、公共団体等から受注した仕事を「請負又は委任」契約により就業機会の提供を行います。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で事業実施に関する協定を締結し、派遣就労を希望する会員に対し、派遣就労機会の提供を行います。

③ 職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、求職者に対し、雇用就労を目的とした職業紹介を行います。

(2) 就業機会確保事業

センターは、委員会等で重点実施目標を定めて、次により、会員の確保、事業啓発、就業機会の確保等を実施します。

① 普及啓発事業

ア ホームページ、広報とちぎ、ケーブルテレビ等を通して入会案内や事業周知を図ります。

イ 会報誌「生きがい」を9月と2月に発行し会員の融和と連携を図ります。

ウ 栃木市主催の産業祭等の様々なイベントに積極的に参画し、PR活動や他団体との事業連携を行うとともに、会員の「ロコミ」による入会促進も図ります。

エ センター事業普及強化月間（10月）等に、地域社会貢献としてボランティア活動等を行います。

オ 連合会主催の「栃木県シルバー人材センター女性の会」と連携を図りながら女性会員主体の交流会、勉強会等を開催し、女性会員同士の連携を深め、福祉・家事援助サービス事業など、女性特有の技能等を活かした就業機会確保の拡大と会員募集PRに努めます。

カ 草取り、草刈り、植木剪定及び清掃業務会員の高齢退会及び後継者不足が顕著なことから、様々な団体との連携を通し、これらの職種に特化した会員募集を行います。

キ エイジレス80ショートメッセージ送信サービスを導入し、会員、発注者の携帯電話へ就業情報やお知らせ等を一括送信することにより、公平かつ確実性の高い情報提供を行います。

② 安全・適正就業推進事業

ア 安全・適正就業委員会において、安全就業の確保と事故防止を推進し、傷害・賠償事故の撲滅を目指します。

イ 年2回、就業現場の安全パトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の徹底を図ります。

ウ 受講者を少人数とする草刈安全就業講習会を複数回開催し、草刈業務に従事する会員の安全就業意識の向上を図ります。

エ 交通安全に関する講習会等を開催し、安全就業意識の向上を図ります。

オ 健康に関する情報提供や定期健康診断の積極的受診を呼びかけ、健康管理の向上に努めます。

カ 就業内容の特性を踏まえつつ、ローテーション及びワークシェアリングを推進し、会員の就業機会の公平・平準化を図ります。

キ 労働者派遣、職業紹介事業など発注者の要請に対応した適正就業の推進に努めるとともに、不適正な請負契約における就業と、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業を是正します。

③ 就業開拓事業

ア 地域のニーズや会員の特性、提案を踏まえた多様な就業機会の開拓を図り「仕事を待つだけではなく、積極的にお客様のところに向かう」努力をします。

イ 社会の変化や政策等に沿った新たな事業、補助事業などをセンター、会員に無

理のない範囲で採用、実施します。

④ 研修・講習事業

ア 植木剪定技能講習会、接遇講習会等を開催し、技能・技術の向上を図るとともに新たな会員勧誘も図ります。

イ 会員と事務局との間のコミュニケーション促進を図ることを目的とした懇談会を地域ごとに開催し、交換した意見を事業運営に生かします。

⑤ 独自事業

ア 地域間で連携し、刃物砥ぎを各地域で開催し、更なるお客様確保を図るとともに、冬場の屋外作業会員が就業できる新たな独自事業の創出に努めます。

⑥ 相談・調査事業

ア 企業、一般家庭に出向き就業状況を把握し、就業機会の平準化、未就業会員の解消並びに安全・適正就業について会員からの相談に適切に対応します。

イ 役員、委員による先進地視察研修により、時代の変化を見据えた安定的なセンター運営を図ります。

⑦ 高齢者活用・現役世代サポート事業

ア 連合会主催の本事業に共催し、人手不足分野、現役世代を支える分野で①高齢者の生活の安定、生きがいの向上、健康の維持・増進、②企業の人手不足の解消、③地域社会の維持・発展等を推進します。

⑧ 日常生活支援事業

ア 栃木市から、引き続き軽度生活支援事業を受託し、支援を必要とする高齢者に対して日常生活支援サービスを提供します。

⑨ ゴールド会員制度

ア 体力及び健康状態等の諸事情により、就業は行わないが引き続き会員として同好会活動及び地域社会参加活動を通じて生きがいの充実を図りたいと希望する者に対してゴールド会員制度を創設します。

3 法人運営

(1) 定款に定めるセンターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催します。

① 定時総会

事業報告及び決算などセンターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、事業年度終了後3か月以内に開催します。

② 理事会

事業執行や会員の入会承認などセンターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため年7回程度開催します。

③ 委員会

総務委員会、広報・女性委員会及び安全・適正就業委員会の設置により、センター組織活動の充実を図り効果的に運営するため年3回程度開催します。

④ 正副理事長・事務局長会議及び事務局会議

センターの円滑な運営、諸施策の原案策定及び情報の共有と協力体制を図る

ため随時開催します。

⑤ 管理職会議、嘱託員会議及び補助員会議

センター業務にかかわる全職員から現場の声を吸い上げ、会員及びお客様の利便性向上並びに業務の効率化を図るため随時開催します。

⑥ 地域班との連携強化

より生きがい感のあるシルバー人材センター活動を実現するため、地域班と情報の共有・交換の機会を増やし連携強化を図ります。

(2) 中長期計画を策定します。

第3次再編基本計画が、令和3年度に期限を迎えることから、統合10年を機に再編計画の後継として当センターの中長期計画を策定します。

利用者及び会員のニーズに応えた事業展開並びに持続可能なセンター運営を図るため、基本的な方向性と将来ビジョンを定めるものです。

- ①運営体制の強化・充実（健全財政運営及び事業所等のあり方）
- ②会員の増強策（女性会員募集等の強化）
- ③就業機会の確保及び開拓（ターゲットを絞った効果・効率的営業）
- ④安全就業の徹底（事故防止対策の徹底）
- ⑤適正就業の推進（派遣事業の充実）

◎事業計画の体系

